

森林ボランティア活動を支援します。

福島県の森林は県土の約70%を占め、豊かな自然環境と良好な生活環境を生み出しています。この豊かな森林を県民共有の財産として保全し、健全な状態で次世代に引き継いでいくため、皆さんの行っている森林ボランティア

事業名

森林ボランティア団体活動支援事業（森林環境税を財源としています）

補助対象者

以下の条件を全て満たす団体が対象となります。

- ①自主的に森林ボランティア活動を実施し、組織運営に関する規約があること。
- ②5人以上の構成員からなる団体で、今後も継続して活動する見込みがあること。
- ③公益を害するおそれのある活動をしていないこと。
- ④県内に本拠地を置く団体であること。（本拠地には支部等を含みます）
- ⑤構成員以外の方が森林ボランティア活動に参加を希望した場合に、受入ができること。
- ⑥森林ボランティア活動情報を一般県民に公表できること。

補助対象活動

補助対象となる活動は次のような福島県内で行う森林ボランティア活動です。

- ①植栽、下刈、枝打ち、除伐、間伐等の森林づくり活動
- ②放置され荒廃した竹林の手入れ活動
- ③森林づくり活動や竹林の手入れ活動のための作業歩道の設置
- ④木工クラフト、炭焼き、薪割り、きのこの植菌等の体験活動
- ⑤森林内で行う自然観察会

※以下の場合には補助対象にはなりません。

- ①営利を目的とした活動
- ②宗教活動・政治活動・選挙活動に関連する活動
- ③福島県及び市町村から森林環境基金を財源とした他の補助金または交付金を受けている活動



補助対象経費

森林ボランティア活動にかかる次の経費の1/2以内が補助対象となります。

また、1団体あたりの補助金上限額は、35万円です。なお、詳細はお問い合わせください。

- ・講師や指導者、看護師等の謝金及び旅費（スタッフや参加者の謝金や旅費は対象外）
- ・事務用品、図書、懸垂幕、看板、消耗機材、医薬品、肥料、森林整備機材（鉦・鋸・鎌・ヘルメット等の安全用具及び付属品）、写真現像・プリント代等で取得価格総額5万円未満とする。
- ・ガソリン、灯油、軽油、混合油、木炭、プロパン等の燃料類
- ・パンフレット、チラシ、ポスター等の印刷代、コピー代等（全体事業費の20%未満まで）
- ・森林整備機材やきのこ植菌用ドリルの修理代
- ・ボランティア保険料、郵便料、運搬料、広告料、各種手数料等
- ・会場・駐車場・車両・バス等の借上料、仮設テントや仮設トイレの設置費用、入場料、施設使用料等
- ・苗木代、支柱代、木工クラフト材料代、きのこ植菌ほだ木代、種駒代等
- ・チェーンソー、刈払機に係る労働安全特別教育等講習受講料

申請の手順と必要な書類

森林ボランティア団体

県農林事務所（森林林業部）

事業実施計画書の提出
 1 提出書類
 ①森林ボランティア団体活動支援事業実施計画承認申請書
 ②森林ボランティア団体活動支援事業実施計画書
 ③組織の会則、規約等
 ④組織の構成がわかる資料
 2 提出期限
 森林ボランティアを実施する前年度2月末日まで

事業実施計画書の審査
 次の内容について審査します。
 1 補助対象となる団体か。
 2 補助対象となる活動か。
 3 補助対象外の経費はないか。
 4 事業実施計画書の記載内容に誤りはないか。
 ※事業の実施決定は、県担い手緑化グループで行います。

事業実施計画書の承認

補助金交付申請書の提出
 1 提出書類
 森林ボランティア団体活動支援事業補助金交付申請書
 2 提出期限

補助金交付申請書の審査
 次の内容について審査します。
 1 補助対象外の経費はないか。
 2 補助金交付申請書の記載内容に誤りはないか。

補助金の交付決定

事業着手→着手届の提出
 1 提出書類
 森林ボランティア団体活動支援事業着手届
 2 提出期限

事業着手の確認

事業実施状況報告書の提出
 1 提出書類
 森林ボランティア団体活動支援事業実施状況報告書(9月30日現在の実績)
 2 提出期限

事業実施状況の確認

事業完了→事業完了報告書の提出
 1 提出書類
 ①森林ボランティア団体活動支援事業完了報告書
 ②森林ボランティア団体活動支援事業実績報告書
 ③森林ボランティア団体活動支援事業補助金交付請求書
 2 提出期限
 事業完了後、速やかに

必要に応じて補助金の概算払いができます。
 1 提出書類
 森林ボランティア団体活動支援事業補助

事業実績の確認検査

補助金の受領

補助金額の確定

お問い合わせ先

森林林業総室森林保全課	〒960-8670 福島市杉妻町2-16	TEL 024-521-7441
県北農林事務所森林林業部	〒960-8502 福島市南中央三丁目36	TEL 024-535-0426
県中農林事務所森林林業部	〒963-8540 郡山市麓山1丁目1-1	TEL 024-935-1367
県南農林事務所森林林業部	〒963-6123 棚倉町大字関口字上志宝50-1	TEL 0247-33-2121
会津農林事務所森林林業部	〒966-0901 喜多方市松山町鳥見山字下天神6-3	TEL 0241-24-5734
南会津農林事務所森林林業部	〒967-0004 南会津町田島字根小屋甲4277-1	TEL 0241-62-5373
相双農林事務所森林林業部 (相双農林事務所富岡林業指導所)	〒975-0031 南相馬市原町区錦町1丁目30	TEL 0244-26-1173
いわき農林事務所森林林業部	〒970-8026 いわき市平字梅本15	TEL 0246-24-6193